

熊本市町屋利活用モデル事業審査項目、配点及び審査基準

熊本市町屋利活用モデル事業（以下「事業」という。）の選考について審議するための、熊本市歴史まちづくり協議会部会（以下「部会」という。）の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 今後、事業者の選考について審議するための部会において、審査及び評価を行う。
- (2) 審査方法は、部会委員が提案書等及びヒアリングを基に審査を行い、本業務の実施に最も適した事業者を選定し、補助金を交付する。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に都市デザイン課（以下「事務局」という。）にて、熊本市町屋利活用モデル事業補助金交付要綱第3条に定める補助対象建築物であること、熊本市町屋利活用モデル事業募集要領第3章（3）に定める提出書類が揃っていること、及び本事業の主旨にあった提案であることを確認する。
- (2) 部会委員は提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 部会委員にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 部会委員は「3 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は（4）をもとに委員ごとの各提案者の評価点数（合計）を算出する。
- (6) 部会会長は評価点数（合計）を踏まえ、事業を選定する。
- (7) 最高得点者が複数ある場合は、部会委員の多数決投票により、事業を選定し、同点となったときは、部会会長の判断により決定する。

3 審査項目・配点

次頁の点数表のとおり。

4 その他

応募者が1者であっても審査を実施する。また、各委員の評価点数（合計）の総計が6割に満たない場合は、要求する水準に満たないものとして事業の選定に至らないものとする。

熊本市町屋利活用モデル事業評価基準（点数表）

評価項目		判断基準	配点
事業の方向性	事業目的の理解度	全般を通じて、提案事業が地域の賑わい創出や回遊性の向上はもとより、訪れる人がその建物や周辺地域で上質な時間を過ごすことに資することを旨とする内容となっており、その目的が明確である場合に評価する。	10
	建物の保存・修景	事業を行う歴史的建造物の特性や個性を把握し、既存の構造体（柱や梁、外壁等）を活かすなど、歴史的建造物の価値を引き出す改修を行う場合に優位に評価する。	20
	地域への波及性	地域特性や周辺の地域資源を把握し、それを活かすための観点や工夫が見られ、他の町屋所有者や事業者に対する町屋利活用の動機付けとなる効果が高い場合に優位に評価する。	20
	事業内容の先駆性	事業の内容・手法に、新規性・チャレンジ性・独創性がある場合に優位に評価する。	20
事業の実現性	実施工程	業務実施手順、実施工程は妥当で、その内容の実効性が高い場合に優位に評価する。	10
	実施の継続性	提案者は、事業を継続して実施する能力（人員、知識、経験等）をより有している場合に優位に評価する。	10
	予算の適正	経費の積算が、事業計画に対して適正に算定され、効率的な執行により、コストを抑えている場合に優位に評価する。	10
			100